

建設工事及び建設関連業務委託請負契約競争入札参加者選定要領

(目的)

第1条 この要領は、富士市が発注する建設工事及び建設関連業務委託（以下「発注案件」という。）の請負又は委託契約に係る入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入札の方法)

第2条 入札の方法は、原則として制限付き一般競争入札とする。ただし、設計金額が1,000万円未満の発注案件のほか、特殊技術を要する発注案件又は特別な理由により急施を要する発注案件などやむを得ない事情がある発注案件については指名競争入札とすることができる。

(選定の方針)

第3条 入札参加者を選定するときは、建設工事の請負契約に係る競争入札に参加することができる資格（昭和58年富士市告示第37号。以下「競争入札参加資格」という。）及び建設関連業務の委託契約に係る競争入札に参加することができる資格等（平成4年富士市告示第30号）並びに建設工事競争入札参加者の格付及び選定要領（昭和58年4月1日施行。以下「格付及び選定要領」という。）で定めるもののほか、次に掲げる順位を考慮して選定するものとする。

- (1) 建設工事に係る者のうち、本市内に主たる営業所または本店を有する者（市内業者）
- (2) 建設関連業務委託に係る者のうち、本市内に本店を有する者（市内業者）
- (3) 市外に本店を有し、本市内に支店、営業所等を有する者（準市内業者）
- (4) 本店、支店、営業所等をすべて市外に有する者（市外業者）

2 入札参加者を選定するときの選定基準数は別表のとおりとする。

(制限付き一般競争入札における選定の基準)

第4条 制限付き一般競争入札においては、発注案件の内容により、前条に規定する入札参加者の選定の方針及び別表に掲げる選定基準数を踏まえ、適正な入札参加資格要件を設定するものとする。

(指名競争入札における指名の方針)

第5条 指名競争入札参加者の指名に当たっては、一部の業者に偏重することなく、中小企業の保護助長に留意し、特に不利益又は不公平とならないよう、適格業者から公正に指名するものとする。

(指名競争入札における選定の基準)

第6条 建設工事に係る指名競争入札における入札参加者を選定するときは、第3条に規定する入札参加者の選定の方針を踏まえるほか、次に掲げる事項を考慮して選定するものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 工事成績
- (4) 当該工事に対する地理的条件
- (5) 手持ち工事の状況
- (6) 当該工事施工について技術的適性及び機械器具の保有状況
- (7) 安全管理の状況
- (8) 指名件数（指名時の当該年度市発注工事指名件数）
- (9) 既成工事との関連

2 指名競争入札参加希望者を広く参加させるため、過去に未指名の者にも経営状況、事業実績及び業務熱意を検討のうえ指名をし、市への工事实績をつくることのできるよう配慮しなければならない。

3 建設関連業務委託に係る指名競争入札における入札参加者を選定するときは、第3条に規定する入札参加者の選定の方針を踏まえるほか、富士市建設関連業務委託発注事務取扱要領（平成20年4月1

日施行)を考慮して選定するものとする。

(例外規定)

第7条 競争入札参加資格1(8)に規定されている「エ. 特別な理由により、施工、管理等に配慮を要する工事」の具体例としては次のようなものも含まれるものとして、指名選定の際は施工能力を勘案した適切な配慮を行うこととする。

(1) 当該工事の用地取得に関し、相当な用地提供者である者。ただし、公共事業(土地区画整理事業等)の事業計画決定が公表された後の当該土地取得者は除く。

(2) 当該工事箇所の隣接地に営業所を有する者。ただし、公共事業(土地区画整理事業等)の事業計画決定が公表された後に当該営業所を有した者は除く。

(3) 当該工事の用地取得に関し、相当なる尽力により工事の施工を可能にした者

2 競争入札参加資格1(8)に規定されている「オ. 特別な理由により急施を要する工事」の具体例としては不落・不調の理由により落札者が決まらなかったものも含まれるものとして、公正性の確保に留意の上、指名選定の際は契約が期待できることを勘案した適切な配慮を行うことができる。

(入札参加者の指名選定数)

第8条 指名競争入札における入札参加者の指名選定数は別表のとおりとする。ただし、格付及び選定要領で定める格付による発注及び富士市建設工事共同企業体取扱要領(平成5年9月10日施行)で定める共同事業体への発注及び特殊技術を要する発注案件については、この限りではない。

なお、第3条に掲げる同一順位の業者が選定基準数を超えて存在する場合には、選定基準数に3者程度加えた数を指名選定数とするものとする。

別表

建設工事

設計金額	1,000万円未満	1,000万円以上
選定基準数	5者以上	7者以上

建設関連業務委託

設計金額	1,000万円未満	1,000万円以上
選定基準数	3者以上	5者以上

附 則

この要領は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和8年4月1日から施行する。